

(様式 9)

介 護 状 況 確 認 書

児童扶養手当

受給者 住 所

氏 名

要介護者氏名

(続柄 :)

上記の要介護者については、受給者の他に介護者がいないため、
受給者が介護することが必要であることを確認しました。

令和 年 月 日

民生委員 住 所

氏 名

※裏面に記載されている証明書類を添付してください。

(裏面)

この介護状況確認書に下記の証明書類を添付してください。

記

あなたが監護する児童又はあなたの親族が障害、疾病、負傷、又は要介護状態等にあることにより、あなたがこれらの方の介護を行う必要があり、就労が困難である場合は、児童や親族が障害、疾病、負傷、又は要介護状態等にあることを確認できる次のいずれかの書類に加えて、あなたが介護を行わなければならない事情を明らかにできる書類（民生委員の証明など）

- 国民年金法及び厚生年金保険法による障害等級の1級又は2級に該当することが確認できる書類
- 身体障害者手帳1級、2級、3級のいずれかの写し
- 療育手帳（A）の写し
- 精神障害者手帳1級、2級のいずれかの写し

※ 上記書類について、手当の支給機関に既に提出したことがあり、障害状態が固定している等の場合は省略することができます。

- 児童扶養手当法施行令別表1に定める障害状態に関する医師の診断書及び特定の傷病に係るエックス線直接撮影写真

※ 障害状態に関する診断書及びエックス線直接撮影写真は、手当の支給機関に既に提出したことがあり、障害状態が固定している等の場合は、省略することができます。

- 特定疾患医療受給者証の写し
- 特定医療費（指定難病）受給者証の写し
- 特定疾病療養受療証の写し
- 相当期間、負傷・疾病により療養等が必要であることを証する医師の診断書

※ 診断書は、かかりつけ医に作成してもらって下さい。

※ かかりつけ医がない場合は、市町村の窓口にご相談の上、必要に応じ、保険所等の公的な相談窓口にご相談して下さい。

- 親族が要介護状態にあることを明らかにできる書類
- 児童又は親族が障害、疾病、負傷、又は要介護状態にあることにより介護が必要であることを明らかにできる書類

(注) 上記に掲げる関係書類については、令和6年6月から令和6年8月末日までの間のいずれかの時点におけるあなたの状況が明らかとなるものを添付して下さい。